

亀山市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第18号

亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第116条中「第243条の2第1項に」を「第243条の2の2第1項に」に改め、同条第1号中「第243条の2第1項第1号及び第2号」を「第243条の2の2第1項第1号及び第2号」に改め、同条第2号中「第243条の2第1項第3号」を「第243条の2の2第1項第3号」に改め、同条第3号中「第243条の2第1項第4号」を「第243条の2の2第1項第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。